

Title	<書評> 初山明著 『中國古代訴訟制度の研究』
Author(s)	陶安, あんど
Citation	東洋史研究 (2007), 66(3): 433-441
Issue Date	2007-12
URL	https://doi.org/10.14989/138224
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

叔山 明著

中國古代訴訟制度の研究

陶安 あんど

叔山明氏の近著『中國古代訴訟制度の研究』は多面的な著作であり、幾つかの異なつた視点からそれを吟味・評價することができる。大きく分ければ、この著作は、訴訟制度の研究と秦漢法制關係の史料研究という二つの側面を持つ。さらに細かく見れば、訴訟制度の研究は、訴訟手續きの復元と、「司法經驗の再配分」を通じて古代帝國の支配メカニズムを解明しようとする新歴史像の構築とに區別することができる。史料研究は、出土史料に主眼を置き、基礎史料の概観、史料の集成と逐語的な解讀という三種類の作業に及んでいる。これだけの内容が約三〇〇頁に凝縮されているので、その讀み應えの如何は今更いふまでもなからう。

——史料研究について——

さて、史料研究の方から本書の内容を紹介すると、本書が用いる出土史料は、(行政)文書と廣義の書物に大別できるが、著者が最も力を注がれるのは、前者に屬する敦煌・居延漢簡と、後者に分類できる睡虎地秦簡である。兩史料に關しては、序章におい

てそれぞれ概観がなされる(序章第二節第一項「居延漢簡の背景」と第二項「雲夢睡虎地秦簡概述」)。敦煌・居延漢簡に關しては、出土地である邊境の軍事機構についてその構成が簡潔に説明され、中でも、「部」が行政機關ではなく、管區を指す概念であることが最も重要な指摘であろう。睡虎地秦簡に關しては、墓主の職掌との關連に注意を拂い、この史料群に含まれる「法律答問」や「秦律十八種」、「效(律)」等の書物の多くが、訊問や法適用から幅廣い文書作成に至るまで、獄吏が携わる職務内容と密接に關わる點が強調される。淡々とした序章の敘述の中でも、考古遺物であるという共通した特性に配慮して、出土コンテキストに即した解釋がなされ、長年現物の調査と圖版の精査で培われた著者の眼力を垣間見ることができるよう思われる。

本書の考證の中でこの二つの史料群が占める位置については、筆者は次のように理解する。睡虎地秦簡、中でも「法律答問」と「封診式」は、第二章「秦漢時代の刑事訴訟」において多用される。第一節「手續の復元」では、兩書物に見える「覺」・「自告」・「自出」・「告」不審」・「誣告」・「劾」・「州告」・「投書」・「公室告」・「三環」・「執」・「得」・「捕」・「診」・「訊」・「辭」・「鞫」・「問」・「覆」・「封守」・「收」・「論」・「以律論」・「論獄不直」・「毋論」・「不聽」・「報」・「失刑」・「斷」・「乞鞫」などの概念に着目し、史料の逐語的解讀を通じて、「告發・告訴」から「逮捕・勾留・訊問」、「縣・郷への照會」と「差押え」などを経て「裁判・再審」に至るまでの手續要素が復元される。第二節「訊問の原理」と第三節「乞鞫と失刑」とでは、訊問と論斷の原理および原理からの逸脱に對する處理の仕方が解明される。補論の形

でさらに、龍崗六號秦墓出土の乞鞫木牘が取り上げられ、「自尙」概念を中心とした考證が試みられる。

文書史料である敦煌・居延漢簡は、第三章「居延出土の冊書と漢代の聽訟」と第四章「爰書新探——古文書學と法制史」で立役として登場する。第三章では、「駒罷勞病死冊書」と「候粟君所責寇恩事冊書」（辛未・己卯文書）という二つの文書に對する逐語的解讀を通じて聽訟の諸相が解明されるのに對して、第四章では、斷片的な文書史料の中から、爰書關係の史料を集成するところに力點が置かれる。爰書史料の集成は、爰書固有の文言・書式を指標に、爰書に相當する簡を選定する作業から始められるが、そのために「候粟君所責寇恩事冊書」の中から、爰書と推定される「戊辰文書」が選出され、逐語的解讀の上、その特有の文書様式と用語が分析される。その結果、「它如爰書」が爰書の締め括り文言と比定される。これを基準に行われた初期的史料集成によつて、書き出しに置かれる「爰書」の二文字も、爰書固有の書式であると推定され、それを基準にさらに第二段の集成が遂行される。なお、大庭脩氏が爰書に分類していた「自言」關連の史料は、「自言書」という獨立した文書類型として爰書と區別して集成される。

まだ一部しか公開されていない「湖南龍山里耶秦簡」については、附章一として「湖南龍山里耶秦簡概述」という文章が掲載されている。この史料には、比較的完全な行政文書が残されているという利點があり、著者は、とくに文書の用語と様式に重點を置いて、この史料の概観と解讀を行う。また、張家山漢簡については、第二章の「はじめに」では、「本書の序章で述べた通り、張

家山漢墓の年代觀は前一六七年前後」（五四頁）と述べられているように、史料の解説が豫定されつつ惜しくも實現しなかったが、第二章の第二と第三節では、「封診式」に加えて張家山漢簡の「秦讞書」という書物的出土史料も積極的に活用される。それで、本書には、秦漢法制史が扱うべき主な出土文字史料の中で、「秦律十八種」や「二年律令」のように法律條文を中心とした史料を除いて、書物と文書とにわたり、比較的纏まった史料群は出揃ったことになる。

この難解な史料に對して、著者は、確實な考證の上、至る所獨創的な解釋を披露される。例えば、附章一「湖南龍山里耶秦簡概述」では、著者は、以前から張家山漢簡の「秦讞書」などにもみられた「署十官職十發」という文言を、里耶秦簡に見える「報十署十官職十發」という表現に基づいて、「報ずるに」官職が發けと署せ」と讀み、返信の際に開封者を指定するよう求めた文言と解釋される。「釋名」釋書契には「書文書檢曰署。署、豫也、題所豫者官號也」とあり、實際にも居延漢簡に「官職十發」と署されている檢が見られる。言われてみれば、とても簡単な話ではあるが、今まで「發」について「ひらく」、「おくる」や「かく」等の解釋が飛び交い、李學勤氏のような大家も、「ひらく」と讀みつつ、誰が何を開くのか、納得のいく説明ができなかった。「報」と「發」の關連性を看破し、「署」を「しるす」と訓讀したのは、他の近著において「契」字を正しく「かかげる」と訓讀し、契令に關する先行研究を覆したのと同じく、卓見というほかない。圖星をつくように、深い文獻學的知識を正確に出土史料に適用する著者特有の能力にはひたすら敬服させられる。

もとより、附章一「湖南龍山里耶秦簡概述」は、他の多くの章と同様に、以前に發表された論文を再収録したものであり、「署士官職十發」の解釋は、すでに廣く知られているように思われる。しかし、本書は、舊稿を大幅に改める箇所が随所見られ、ありきたりの「論文集」とは自ずと趣を異にするように思われる。その一例として、侯粟君冊書の解讀を擧げることができる。侯粟君冊書は周知の通り、四つの文書と一枚の尾題簡から構成されるが、文書は、それぞれその日附に従い「乙卯文書」、「戊辰文書」、「辛未文書」と「己卯文書」と名づけられる。著者の理解では、「乙卯文書」と「戊辰文書」は、侯粟君に訴えられた寇恩という人物の陳述を中心とした爰書であり、「辛未文書」は、縣廷あての爰書の送達文書で、都郷嗇夫宮の立場から案件の經緯を述べる報告書を兼ねる。最後に、「己卯文書」は、都郷嗇夫から報告を受けた縣廷から甲渠侯に宛てた文書である。

さて、「戊辰文書」、「辛未文書」と「己卯文書」という三つの文書に關する考證は、本書の第三章と第四章においては、中心的な役割を果たすが、二つの章は、それぞれ「居延新簡『駒罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために・續——」（堀敏一先生古稀記念）中國古代の國家と民衆、汲古書院、一九九五年。以下「舊稿一」と略稱）と「爰書新探——漢代訴訟論のために」（『東洋史研究』第五一卷第三號、一九九二年。以下「舊稿二」と略稱）に基づいて執筆されている。本書と舊稿を比較すると、何よりも「辛未文書」の解釋が根本から作り替えられていることに氣づく。まず、當事者については、被告としては、「……廷移甲渠侯書曰、去年十二月、取客民寇恩爲就、載魚五千頭到鱒得……」

(E.P.F.2329) という甲渠侯の文書には、客民の寇恩が名指され、原告としては、寇恩の辭に、何度も「(候)粟君」(E.P.F.2322、E.P.F.2331など)が登場する。舊稿一、二は、多くの先行研究と同様に、粟君を甲渠侯の職にあつた者の個人名と捉え、甲渠侯が寇恩を縣廷に訴えたという想定で、文書の分析を進めた。それに對して、本書は、「粟君＝甲渠侯」という圖式を否定し、粟君という人物が甲渠侯を通じて都尉府に寇恩を訴えたと理解する。それに伴い、侯が府に上奏した記に述べられている「願詣郷爰書是正」(E.P.F.2330)は、「寇恩を郷に召喚して最初の爰書を正す」ように求めた語として再解釋される。舊稿一では、「(粟君が)郷に詣り爰書もて是正したいと願ひ出た」(二七頁)と譯されていた。また、「府録、令明處、更詳驗問治決言」(E.P.F.2330簡末からE.P.F.2332簡初にかけて)も、舊稿では、府から縣廷にあつた「明處」の指示と、縣廷から郷にあつた「更詳驗問治決言」の命令を區別して解讀していたのに對して、本書では、「令明處、更詳驗問治決言」は一括して、府から甲渠侯を通じて縣廷に轉送された命令と解釋される。以上は著者の獨創に係る變更であるが、そのほかに、裘錫圭や淺原達郎の兩氏に従つて、「須以政不直者法」における「政不直」を一つの罪名と捉える舊説を放棄し、「須」と「政」の二字をそれぞれ「待」と「正」と讀んだ點、および「亟報」における「報」を、裘錫圭氏に従い「論報」から「回答」に改めた點が注目に値しよう。

本書を通じて、解釋を改めたり、新たな史料を追加したり、史料集成から漏れた史料をおぎなつたりした箇所が随所見られ、長年にわたつて考證を一層完全ならしめんとする著者の弛まぬ努力

がよく傳わる。その意味では、舊稿を讀んでしまった讀者にとつても、本書は決して新味に乏しくない。ただ、全てにわたつて新しい考證の方が正しいとも限らない。上に紹介した候栗君冊書を巡る考證は、舊稿の方が妥當なように思われるが、本書の訴訟研究を紹介した上でこれについて再検討を試みたい。

—— 訴訟研究について ——

本書の訴訟研究は、「獄」と「訟」という事案類型に對應する形で、「斷獄」と「聽訟」といった手續が使い分けられていたという前提に立ち、第一章と第二章では斷獄と、第三章では聽訟の手續を組上に載せる。第四章は、兩者に關わる爰書という文書類型の機能を分析する。それぞれの内容は凡そ次のように要約できるように思われる。第一章は、趙高に陥れられて謀反の罪で極刑に處せられた李斯の裁判に關する『史記』李斯列傳の記述を手がかりに刑事裁判の姿を復元する。李斯列傳のシナリオでは、李斯を「拘執・束縛」した上、趙高がそれを「案治」して「誣服」に追い込み、反辭（謀反を認めた李斯の供述）と二世の使者による覆訊を経て、「奏當」が行われ、皇帝の命令により、「具五刑・腰斬」の刑罰が執行される。つまり、「拘執・束縛」案治↓反辭↓覆訊↓奏當↓具五刑・腰斬」というように裁判の流れが整理できる。この裁判は「案治」と「覆訊」を中心にしてしているのみならず、「覆訊」も「案治」の繰り返しに過ぎない故に、兩者は、實體的に同じ手續にはかならない。結局は、擔い手を替えて繰り返される訊問が刑事訴訟の中核を構成し、再三の訊問において服（罪狀の自認）が得られると、訊問の擔當者から文書によつて報

告がなされ、それに基づき「論」すなわち刑罰が定められる、という。

第一章の記述が詔獄とでもいうべき特殊な事例を取り上げるのに對して、第二章は、より一般的な形で、秦漢時代の刑事訴訟がどのような原理のもとに、どのような手續によつて進められたかという課題に取り組んでいる。その結果、訴訟手續が「告」、「訊」と「論」の三本の柱から構成され、中でも「訊」すなわち訊問が核心に位置することが明らかにされる。また、訊問は、被疑者に罪狀を提示して問ひ詰め、自認に追い込む方法を取り、その究極的な目的は、實體的眞實の究明にあるという。それは、概ね第一章の結論と一致するが、第二章は、さらに訊問の原理を検討する。詰問と自供に基づく眞實の發見が冤罪を生む構造を必然的に備えており、その弊害を防ぐ制度として、拷問報告書の作成義務や、「裁判の滯留と誤審を防止するための」上讞などが存在していた事實が指摘され、また「乞鞫」の手續と「失刑」の概念にも分析の範圍が及ぶ。

第三章では、聽訟に關わる機關の關係と、聽訟と斷獄の異同に焦點が當てられる。舊稿とは違つて、本書では、候栗君冊書についても、駒籠勞病死冊書と同様に、都尉府に對して提訴がなされ、都尉府の指示で、甲渠侯官で審理が行われたという結論が導き出される。それで、舊稿よりも整合的に、上級機關が管轄下の下級機關に案件の審理と判決のための原案作成とを命じ、その報告に基づいて最終的な決定を下すという訴訟手續の姿が描かれる。聽訟と斷獄の異同に關しては、聽訟において詰問や服罪に當たる文言が用いられないという相違點と、聽訟の手續にも刑事的

な要素が見られ、最終的な局面において科刑がなされる可能性が排除されないという類似点が指摘される。

第四章においては、爰書の機能について、舊稿に對する概念の再解釋を含めて凡そ次のような分析がなされる。つまり、舊稿二では、著者は「它如爰書」という表現を「以上は爰書とする」と譯されていたが、本書では、宮宅潔と刑義田の兩氏の批判に答えて、それを「その他は爰書の通り」に改める。さらに、爰書の中でなぜ「它如爰書」という表現が用いられるかを説明するために、爰書作成の過程において、三日を隔てて二度訊問が行われ、完全な爰書文書は、二度の陳述を書き留めた二つの爰書から構成される複合文書であると主張される。「它如爰書」とは、最初の爰書と矛盾がないという、二度目の爰書の結び文言であると解せられ、事實を再度確認することによって、爰書には公證文書としての證明力が付與されるという。

—— 文書の文脈に立ち戻つて ——

著者は長年にわたる努力の末上述したような整合性の高い訴訟論を構築されたが、複雑な構造を持つ行政文書を、訴訟という平たい枠に當て嵌めた途端に、中國的な「裁き」の特徴が見えにくくなるように思われる。以下は、著者の史料研究が提供する豊富な材料を活用しつつ、今一度文書の文脈に立ち戻つて斷獄や聽訟の手續構成を考え直してみたい。

「候栗君冊書」（「辛未文書」と「己卯文書」）に關しては、筆者は概ね舊稿の解釋に従うが、一點のみ史料の読み方を變えてみたい。つまり、「書到、驗問治決言」という執行文言は、都郷畜

夫に對する縣廷の指示と見做し、甲渠候の書の引用は、「……不相當廿石」を以て終了するものと理解する。「(廷却書曰……) 府錄、令明書。更詳驗問治決言」という表現については、舊稿は、「令明書」という府の指示と、「更詳驗問治決言」という縣廷の指示を區別されるので、「書到、驗問治決言」は後者と對應する文書要素と考えることができる。逆に、本書のように「更詳……」と「書到……」をそれぞれ府録もしくは甲渠候の書に組み込んでしまえば、縣廷の文書が執行文言を缺くことになる。

この一點の読み換えの効果は大きい。著者は、執行文言の存在を以て甲渠候の書が候栗君の訴狀であり得ない事實の證明とされていたが、この問題は読み換えによって解消されたので、後は、舊說に従つて冊書が解讀できる。つまり、初期段階では、「に移甲渠候書曰……」というように、甲渠候と縣廷との間にのみ文書の往來があり、縣廷は都尉府を経ないまま、都郷畜夫に調査を命じた縣廷の文書には、「今候奏記府」と明記されており、この段階で始めて都尉府が介入した事實が読み取れる。

都尉府からの審理の付託がなければ、もちろん、甲渠候が府に提訴した訴訟において自ら審理の一端を擔うような問題も生じない。「甲渠候 候栗君」という假説を否定する必要がなくなる。甲渠候と候栗君とが同一の人物ということになれば、「取客民寇恩爲就」、「今候奏記府」や「候 厩責男子寇恩事」といった箇所、原告もしくは「候」の身元が特定されない不自然も回避できる。

爰書の分析に關しても、史料解讀の僅かな變更によって、再解

釋の餘地が生まれるように思われる。というのは、爰書における「它如爰書」という表現は、引用を含む爰書の構造に留意すれば、著者が言われるほど不可解ではない。「都郷當夫宮……召恩詣郷……乃爰書驗問、恩辭曰、『……』、皆證、他如爰書」というように、都郷當夫の宮が恩を呼び出し爰書驗問を行ったことは、地の文であり、その中に恩の辭が引用される。この引用に對して、都郷當夫が「它如爰書」と宣言する。「乃爰書驗問」という表現から、「爰書」が本來動詞であることが判る。宮は「爰書して」つまり記録を作りながら驗問を行った。その最初の記録には、睡虎地秦簡「封診式」の爰書に見られるように、「它如爰書」という句がなく、縣に提出するために恩の辭を書き寫した時に、地の文に始めて「它如爰書」という確認の文言が加えられたのではないかと考えられる。

爰書作成の際二度も訊問が行われるという假説に關しては、著者自身がすでに、死馬爰書の場合に、「三日後にあらためて檢視する」という悠長なことはあり得ない（二一九頁）點を指摘される。秋射爰書や吏卒相牽證任爰書等の場合にも、日常的な事務文書のために、再訊問を含む煩雜な手續が行われたとは考え難い。そもそも張晏や著者に三日後の再訊問を連想させた「辭定已滿三日而不更言請（情）者……」という漢律の規定は、三日後に一定の法律効果が生じることのみ定めており、訊問もしくは再訊問には言及していない。

ついでに、爰書の效力について觸れると、現代の公正證書、「Eidesstattliche Erklärung」や「deposition」（證言録取書）等に見られるように、文書の「證明力」は、通常、法的な事實に限

定され、生の社會的事實には及ばない。爰書も、一定の證言がなされたという法的事實のみを證明し、證言内容である生の事實については、「以辭所出入罪反坐之」と律に定められているように、證言を行った者が責任を負うのではないかと筆者は考える。

次に、斷獄手續に目を轉じよう。「鞠」に關しては、著者に限らず、多くの先行研究はそれを「罪狀の認定」や「犯罪事實の總括」などと定義し、訴訟手續の平面の上で、訊問の出口と判決の入り口當りにそれを位置づける。確かに、張家山漢簡の「奏讞書」を見れば、「告↓辭↓詰（辭）↓問↓鞠↓當」という順番で文書の構成要素が並べられている。しかし、「鞠」の訓詰を調べると、「せめただす」等の字義があり、「詰」などと同様に、「鞠」にも訊問を思わせる節がある。ここにもまた、訊問の練り返しによって、事實の解明を保證せんとする中國的な訴訟の特徴が確認できるのだろうか。

結論を出す前に、文書を作成する主體をもう少し明確に區別する必要がある。「鞠」とは、審理と刑罰執行の權限を有する官が執り行う訊問であり、それに先立つ「辭」や「詰」とは、獄吏が下調べの結果を文書に纏めたのを、略節轉寫しているに過ぎない。敢えて現代の司法制度と比較すると、「辭」や「詰」は、警察や檢察によって作成される調査に過ぎず、裁判官が主催する證據調べに當たる「鞠」は、當然それとは獨立して實施され文章化されなければならない。縣官もしくは裁判官が獄吏もしくは檢察官の書類をそのまま書き寫す可能性もあるが、「鞠」と獄吏の訊問もしくは裁判の證據調べと警察の取調べを同じ平面に並べたのは、やや歪みが生じるように思われる。

「詰」や「鞠」とは違って、「論」や「斷」（決）は、「論獄不直」や「獄已斷」のように、始終一種の記述概念として用いられ、文書においてそれを手續の名稱とする用例は終に現れない。著者は「論」を「刑罰の適用」と定義し、第二章ではそれを

「告」と「訊」と共に、訴訟手續を構成する三本の柱の中の一本に数え、「斷」や「決」については、それを「裁判の終了」と定義される。しかし、この両者が如何に區別され、何時どういう形で「論」もしくは「斷」の手續が實施されるかに關しては、史料がないためか、著者は明言を避けられた。

假に「論」を判決と、「斷（決）」を刑罰の執行と整理してみると、この兩者の關係に極めて重要な問題が含まれていることに氣づく。というのは、ある手續の出口に判決がなされるか、それとも刑罰が執行されるかは、その手續を性格付ける上で大きな意味を有する。現代日本の法律制度では、裁判とは法的判斷の表示であり、また裁判官がなす法的な行爲である。その意味では、裁判という手續は、判決を以て終了し、財産・自由や生命等の與奪を伴う判決内容の實現とは、明確に一線を劃す。ところが、著者が提示する秦漢の法制史料はこの區別に極めて無頓着なように見える。實際の手續においては、「論」も「斷」もなく、ただ單に刑罰の執行を以て斷獄が終了するのではないかという疑問さえ持たれる。

この關連では、手續の入り口ではあるが、「案治」という言葉についても考えさせられることがある。著者によれば、「犯罪事實を確認する手續が『案獄』であり、それはまた罪狀確認に重心を置けば『治罪』という表現になる。二世が趙高に命じた『案

治』とは、……謀反の事實を確認することであつた」というが、「案治」や「治罪」は、訊問や事實の確認のレベルに止まるのだろうか。確かに、日本語としては、治に「とりしらべる」という訓讀みはあるが、「治罪」を「罪をしらべる」と讀んで、「しらべ」を事實の調査といった意味に捉えてよいのだろうか。「治罪」については、例えば『漢語大詞典』には、「依據法律給犯罪人以應得的懲處」と説明され、筆者にも「治」の響きから、「治罪」は、事實の調査に止まらず、科刑もしくは刑罰の執行をも念頭に入れた表現のように思われる。また、「案治」には、李斯列傳のほかに、例えば、『漢書』何武傳に、「時大司空甄豐承莽風指遣使者乘傳案治黨與、連引諸所欲誅、上黨鮑宣、南陽彭偉、杜公子、郡國豪桀坐死者數百人」という用例があるが、それが罪狀の確認という生ぬるい手續を指すようには思えない。この史料も、一種の殺氣立つた雰圍氣に包まれており、案治の狙いは明らかに誅殺にある。

このようにみると、斷獄の手續は、最初から判斷の表示という法的行爲よりも、刑罰の執行を目的としたのではないかと思われる。執行手續の間に、本人の服辭、覆審や皇帝への報告などが介在するものの、執行という目的を離れて、法的に正しい判斷を示すという法的行爲をなす要素は見當たら³ない。斷獄は、現代の訴訟手續と比較するよりも、再三の事實確認を含んだ擴張的執行手續と見た方が實情に近いのではないかと思われる。

ここで、もう一度聽訟の手續に話を戻そう。執行の關連では、著者が「自言」文言を持つ文書を爰書文書と區別して、「自言書」という獨立したカテゴリーを立てて分類した點が、極めて示

唆的に思われる。というのは、この類型の文書には、債権の返済を求める内容のものが多く、官が債権者に代わって合法的に債務を取り立てる手續の存在を窺わせるからである。取り立て方法が明示される例としては、官吏の俸祿から天引きして返済に充てる事例が挙げられるが、債権自體は、必ずしも公的な債権に限定されない。私的な債権と思われる「自言書」も見受けられる。明清の法制史料にむしろ違法な取立てに關する記述が目立つのに對して、秦漢時代に、合法的に債権を回収する手續が存在したことは、實に新鮮で驚くべき事實である。

債務者が、「自言書」に書かれた債務を認めれば、官が債権者に代わって債務の履行を求めるだろうが、逆に、債務の存在を否定する場合には、「駒罷勞病死册書」と「候粟君册書」のように、當事者の主張がぶつかり合い、一種の訴訟が展開される。しかし、「自言書」の趣旨からすれば、債権回収を目的とした官の（強制的）執行行為に主眼が置かれることに變わりがなからう。現代の制度に準えて言えば、それは、執行官に強制執行を依頼し、強制執行の過程で、必要に応じて審理を行い事實を確認する、という印象を與える。治罪を目的とした斷獄手續と同様に、聽訟手續も、法的判斷の表示ではなく、實際に財産を與奪する執行行為を中心にして組み立てられているのではないかと筆者は考へる。

——古代帝國の支配メカニズムについて——

最後に、古代帝國の支配メカニズムを解明しようとする試みに言及して、本稿を閉じたい。終章「司法體験の再分配」も、他の章と同様に史料研究の視點から出發する。つまり、睡虎地秦簡

「法律答問」と張家山漢簡「奏讞書」という、大きく異なった記載様式を持つ竹簡群の史料的性格を中心に論述が進められる。著者は、「法律答問」に見られる兩論併記や「廷行事」の記録に着目し、吏の議論が記載されている奏讞事案記録との類似性を指摘される。兩史料は、「疑罪を巡る判斷を比較的原型に近い公文書によって示した書物が『奏讞書』、疑問點を問答體に編集した書物が『法律答問』だ」という相違點を示しつつ、共通に、疑罪を裁くための參考書という性格を有する、と著者は述べられる。

こうした基礎の上に著者は次のような推論を展開される。「疑罪への對應において肝要なのは、裁判の統一性と均衡性を失わないこと」であり、「法律答問」にせよ「奏讞書」にせよ、おそらく（それ）は廷尉の周邊で整理・編纂されたのち、司法を擔う末端機關へ頒布されたものである。それで、「個々の獄吏の經驗（が）……全體に共有され」、「一種の判例法」が形成される。こうした「個々の經驗を全體に還元する仕組み」、つまり「司法經驗の再分配」とも呼ぶべき仕組みが、中國における廣大な領域支配を可能にした條件の一つであった」と言われる。

中國の古代帝國の支配メカニズムを讀み解くこの新しい理論は、終章の最後の二頁に展開され、やや附けたりの感がする。その前提となる中央からの全國的頒布という命題も、明確な證據が示されない。少なくとも「奏讞書」に關する限り、この命題は成立しがたいように思われる。というのは、「奏讞書」の事案には、顯著な地理的偏りが見られ、地理的位置と事案記録の粗密との間にも相關關係が確認される。この史料が南郡もしくはその周邊に編集された蓋然性が極めて高い。また、「法律答問」に關しても、

著者がすでに指摘される通り、兩論併記の箇所が少なく、廷尉の編纂物にしては、判例の「統一性と均衡性」が保たれていないのではないかと疑問が持たれる。

たとえ全国的頒布の命題が成立するとしても、「司法経験」を通じていとも簡単に領域支配が可能になるのだろうか。訴訟は秩序の形成や支配の確立に幾ばく寄與しうるのであろうか。筆者の考えでは、「訴訟による秩序形成」などといった観念は、所詮西洋的な観念であり、「権利のための闘争」などの西洋法學の名著には、こうした観念に對する、信仰にも近い執着が、容易に讀み取れる。歴史的に考えてもヨーロッパにこのような信仰が生まれたことは決して不思議ではない。それは何よりも、財産・自由や生命の與奪を日常的に執り行える國家の行政機構が長い間未發達であったためと筆者は考える。

中國には、早く戰國時代から、強力な行政機構が出現し、國家が、直接に人々の日常生活に介入する道具を手にした。國家權力の直接的發動は、訴訟による間接的統制より遙かに強力なものであり、法律が國家權力の發動と抑制を中心に組み立てられたのも自然な成り行きであろう。古代帝國の支配メカニズムを解明するためには、當然に文書行政、行政機構と國家權力からメスを入ればならず、訴訟の社會的效用に關する觀念的な理解を以てしては、この目的はとうとう達成しがたいように思われる。

なお、西歐中心的な歴史觀への共感の喪失や、斷片ながら編纂史料で満たされなかつた要求に答える出土史料の續出に伴い、秦

漢史研究が主題の不在や研究の個別分散化の様相を見せていることは、著者の指摘される通りであり、相互の議論と批判が必要であるという命題には、筆者としても強い共感を覚える。その意味では、本稿後半で文書の角度から史料の再解釋を試みたのは、著者の呼び掛けに答えるものと理解していただきたい。法學畑で育つた筆者としては、現代法學ないし法教育が示す「訴訟」への偏重を目の當たり見たこともあり、法學が持つそうした西洋的なバイアスに感わされて法を訴訟制度に矮小化しないように、今後豫想される議論に一石を投じてみた次第である。

註

(1) 李學勤「初讀里耶秦簡」(『文物』二〇〇三年一期)は七六頁では「署金布發」を「規定書到應由署金布的官吏開看」と譯し、七九頁では「報署主責發」を「報、署主責發」と句讀し、「要有作爲回執的文書(報)、由管理索錢的吏員開視」と説明する。

(2) 「王杖木簡再考」(『東洋史研究』第六五卷第二號、二〇〇六年)。

(3) この點は、清代の裁判に判定の要素がないという滋賀秀三氏の指摘と一致する(『清代中國の裁判と法』(創文社、一九八四年)七一頁)。

二〇〇六年二月 京都 京都大學學術出版會
A五判 四十四三三四二頁 四六〇〇圓